

## 心配ごと（弁護士）相談所の開設について

開設日時

令和6年4月2日（火）

午前9時30分～午前11時30分

開設場所

湯浅町地域福祉センター

相談無料

秘密厳守



- ※ 事前予約は3月11日（月）からの受付となります。
- ※ 弁護士相談は午後1時からとなります。また、10件までの受付となります。弁護士相談を希望される方は、午前中に開設する「心配ごと相談」にて、相談内容を整理する必要がありますので予めご了承ください。
- ※ 当相談所の規定に基づき秘密は厳守致します。また、相談費用は無料です。
- ※ お申し込み・お問い合わせは湯浅町社会福祉協議会までお願い致します。

心配ごと相談とは・・・

湯浅町社会福祉協議会から委嘱を受けた「心配ごと相談員」のみなさんが日常生活における相談をお受けします。相談にあたっては関係機関と連携しながら問題解決に努めます。

## 今後の予定

3月

8日（金）ほのぼの茶話ごう会（地域福祉センター）

12日（火）社協会長杯GG大会（町民グラウンド）

13日（水）あいうえおサロン（地域福祉センター）

17日（日）おもちゃ病院（地域福祉センター）

22日（金）老人大学修了式並びに卒業式（総合センター）

24日（日）しらゆりキッチン（地域福祉センター）

25日（月）社協会長杯GB大会（なぎの里GB場）

31日（日）エール・エール・エール

～能登半島地震復興応援イベント～（方津戸コミュニティ広場）

4月

2日（火）心配ごと（弁護士）相談（地域福祉センター）

10日（水）あいうえおサロン（地域福祉センター）





# 加齢による物忘れと認知症の違い

もの忘れには、「加齢などによる一時的なもの」と「認知症などの病気によるもの」の2種類があります。

これらの違いのポイントを理解すれば、『あれ?』と思ったときにも、いち早く気付くことができるかもしれません。

下記は「加齢による物忘れ」と「認知症による物忘れ」の違いのポイントです。(このポイントが全てではありません。)



## 加齢による物忘れ

## 認知症による物忘れ

① 体験の一部を忘れる

① 体験の全部を忘れる

② 何を食べたか思い出せない

② 食べたこと自体を忘れる

③ 約束をうっかり忘れてしまった

③ 約束したこと自体を忘れる

④ 目の前の人の名前を思い出せない

④ 目の前の人が誰なのかわからない

⑤ 置いた物の場所をしばしば思い出せない

⑤ 置き忘れ、紛失が頻繁になる

⑥ ヒントがあれば思い出せる

⑥ ヒントがあっても思い出せない

「加齢による物忘れ」と「認知症による物忘れ」との違いは「その事柄・出来事自体を覚えていられるかどうか」です。

最近、物忘れが増えてきたような気がすると思われる方は、一人で考えずにかかりつけ医や湯浅町地域包括支援センターに相談しましょう。

また、ご家族の方も参考にしてみてください。



連絡先

● 湯浅町地域包括支援センター ☎ 0737-64-1120

